

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について

今般、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第64号）」が施行されたところであるが、配偶者からの暴力の被害者（以下「DV被害者」という。）については、婦人相談所等関係機関の窓口において、対応した職員から重ねて精神的被害を受ける場合があることが指摘されている。こうした場合の留意事項について下記のとおり通知するので、業務の参考にされたい。

また併せて、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多く、その場合の費用負担をどうするかなどについて自治体間のルールを一層明確にすることが必要であることから、DV被害者の保護における広域的な対応の取扱いについて下記のとおり通知するので、業務の参考にされたい。

なお、本通知については、貴職より婦人相談所等、貴部（局）の関係機関及び貴管内市町村への周知を併せて願います。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。また、広域的な対応においては、従前からの自治体間の申合せに基づいて行われている他の取扱いを妨げるものではない。

記

第1 二次的被害の防止

従前から、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所等において、直接DV被害者からの相談を受ける職員から重ねて精神的被害を受ける（以下「二次的被害」という。）場合があることが指摘されており、また、DV被害者が児童扶養手当の手続きや健康保険の手続き等で相談に訪れる関係機関の窓口の対応においても二次的被害を受ける場合があることが指摘されているところである。

こうした二次的被害の防止については、これまでも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日雇児発第0329003号）において示したところであり、また、「配偶者か

らの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第23条第2項の規定に基づき、婦人相談所等の職員に対する専門研修を実施しているところである。

さらに、平成16年12月2日に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第64号)による改正後の法第23条第1項においては、職務関係者は、DV被害者の心身の状況、置かれている環境等を踏まえ、DV被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが規定されたところである。

また、平成16年12月2日に告示された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)においても、配偶者暴力相談支援センターにおいてDV被害者から相談を受けた場合の対応、職務関係者による配慮・研修及び啓発等に関して、二次的被害が生じることのないよう配慮すべきことが示されたところである。

関係機関との連携を図るための会議等の場を通じて、直接の担当でなくともDV被害者と接する可能性のある相談窓口等職員においても、二次的被害の防止に努めるとともに、DV被害者の人権等に配慮して対応するよう、周知徹底を図られたい。

第2 広域的な対応について

1 広域的な対応の内容について

(1) 広域的な対応が必要となる場合

広域的な対応は、①暴力加害者の追求が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合、②その他、他の都道府県の母子生活支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合などにおいて、DV被害者本人の希望のもとに、管轄外の施設に入所させるものである。

(2) 広域的な対応の内容

広域的な対応としては、以下のような類型が考えられる。

ア 婦人保護事業における広域的対応

① 婦人相談所→他の都道府県婦人相談所(一時保護)

DV被害者の一時保護を他の都道府県婦人相談所一時保護所に依頼する場合

② 婦人相談所→都道府県外一時保護委託施設(一時保護委託)

DV被害者の一時保護を都道府県外の一時的保護委託施設に一時的保護を委託する場合

③ 婦人相談所→他の都道府県の婦人保護施設(当該婦人保護施設の所在地を管轄する婦人相談所を経由することもあり得る)

DV被害者を他の都道府県の婦人保護施設に入所させる場合

イ 母子生活支援施設における広域的対応

① 婦人相談所→福祉事務所(※)→他の都道府県の母子生活支援施設

DV被害者を他の都道府県の母子生活支援施設に入所させる場合

※・ DV被害者の住所地が婦人相談所の管轄内にある場合は、DV被害

者の住所地を管轄する福祉事務所

- ・ DV被害者の住所地が不明又は婦人相談所の管轄外にある場合は、保護を実施した婦人相談所の所在地（現在地）を管轄する福祉事務所

上記のような広域的な対応を実施する場合には、自治体間で以下のようなことを協議して、適切な支援を行うこと。

2 費用負担について（国の負担分は除き、以下のように対応）

ア 婦人保護事業における広域的な対応

- ① 婦人相談所→他の都道府県婦人相談所（一時保護）
受入れを行った都道府県が一時保護に要する費用を負担
- ② 婦人相談所→都道府県外一時保護委託施設（一時保護委託）
依頼元の都道府県が費用を負担
- ③ 婦人相談所→他の都道府県の婦人保護施設
依頼元の都道府県が費用を負担

イ 母子生活支援施設における広域的な対応

- ① 婦人相談所→福祉事務所→他の都道府県の母子生活支援施設
 - ・ DV被害者の住所地が婦人相談所の管轄内にある場合
婦人相談所が保護を実施したときのDV被害者の住所地を管轄する福祉事務所のある市等及び保護を実施した婦人相談所がある都道府県が費用を負担
 - ・ DV被害者の住所地が不明又は婦人相談所の管轄外にある場合
保護を実施した婦人相談所の所在地（現在地）を管轄する福祉事務所のある市等及び保護を実施した婦人相談所がある都道府県が費用を負担

3 連絡・調整について

基本的には、保護を実施した婦人相談所が、直接、依頼先である他の都道府県婦人相談所、委託先である都道府県外の一時保護委託施設又は措置先である他の都道府県の婦人保護施設に対し、連絡・調整を行う。（注）

また、他の都道府県の母子生活支援施設への入所を行う場合には、措置権者である福祉事務所が、入所施設への連絡・調整を行う。

その際、DV被害者の同意を得て、DV被害者の住所、氏名、家族状況等の入所に要する情報を提供すること。

なお、入所施設への連絡・調整を行う際に併せて、入所施設の所在地を管轄する婦人相談所や福祉事務所にも連絡を入れ、情報提供を行うこと。

（注）他の都道府県にある一時保護委託施設に委託する場合にも、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働省が定める基準」（平成13年厚生労働省告示第254号）を満たしているかどうか判断した上で契約することが必要となるが、その際すでに他の都道府県が契約している一時保護委託施設であれば、その都道府県の判断を参考にするなどにより、できる限り迅速かつ適切な一時保護委託が実施されるよう努められたい。

4 移送について

原則として、依頼元の婦人相談所等の職員の同行による移送を行うこと。移送に要する費用についても依頼元が負担すること。

- 5 DV被害者が住所地以外の婦人保護施設、母子生活支援施設等に直接避難した場合
上記のように婦人相談所等の行政機関を経由することなく、DV被害者が直接住所地以外の婦人保護施設や母子生活支援施設等へ直接保護を求めてくることも想定される。

その場合、施設から連絡又は相談を受けた婦人相談所等は、DV被害者の保護の観点から、必要性を吟味した上で、婦人相談所における一時保護、一時保護委託の実施及びその後の母子生活支援施設や婦人保護施設への措置につき適切に対処すること。また、このような場合の費用については、DV被害者が避難してきた母子生活支援施設等の所在地を管轄する婦人相談所又は福祉事務所がある都道府県又は市等が負担すること。

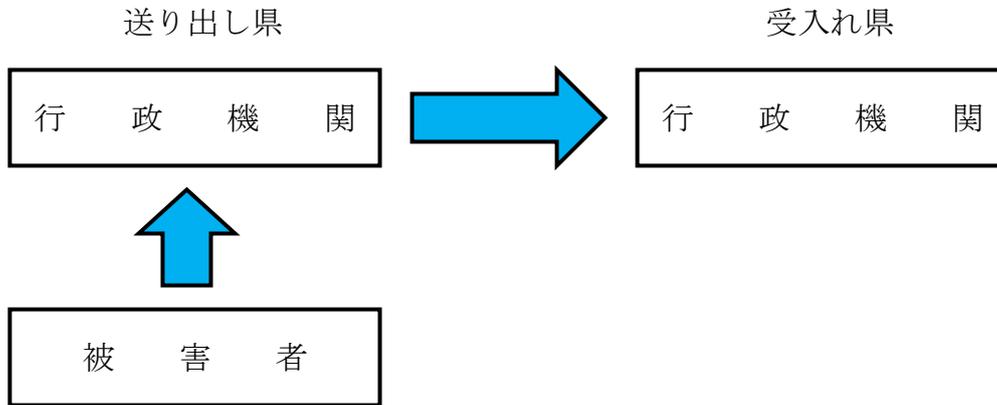
なお、改めて申すまでもないが、DV被害者から保護に関する相談があった場合、保護の実施が必要であれば、最初に相談を受けた機関が円滑な保護あるいは関係機関への連絡・調整について、責任をもって対応されたい。

(参考)

I 送り出し側の行政機関が関与している場合

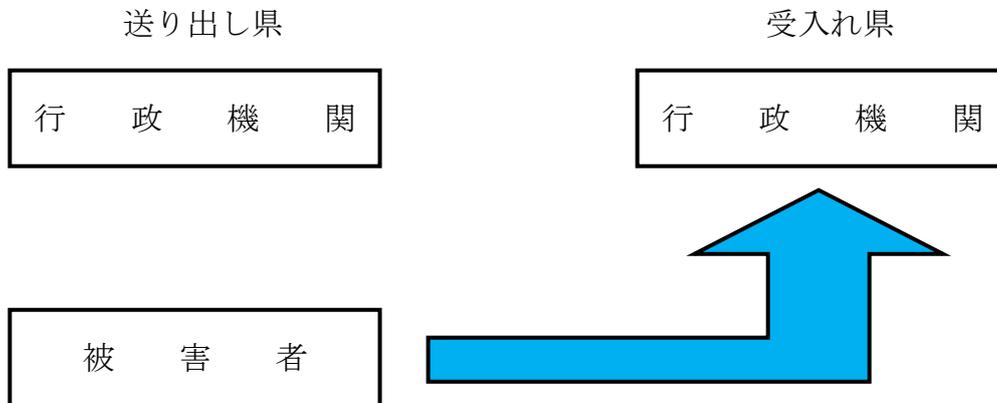
基本的には、送り出し側の行政機関が、保護等の費用について責任を持つ。

(ただし、婦人相談所一時保護所における一時保護の場合は、行政機関同士のやりとりであるため、受け入れた婦人相談所一時保護所のある都道府県が費用を負担。)



II 送り出し側の行政機関が関与していない場合

基本的には、現在地主義で対応のこと。



いずれにしても、DV被害者から保護に関する相談があった場合、保護の実施が必要であれば、最初に相談を受けた機関が円滑な保護あるいは関係機関への連絡・調整について、責任をもって対応されたい。